

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和4年10月28日(2022.10.28)

【公開番号】特開2021-83688(P2021-83688A)

【公開日】令和3年6月3日(2021.6.3)

【年通号数】公開・登録公報2021-025

【出願番号】特願2019-214629(P2019-214629)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

10

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年10月18日(2022.10.18)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

20

【特許請求の範囲】

【請求項1】

表示装置と、

遊技者が操作可能な操作手段と、

遊技者に対し前記操作手段の操作を促す演出であって、操作有効期間中の前記操作手段の操作が演出に反映される操作演出を実行する演出実行手段と、
を備え、

前記操作演出は、前記表示装置に遊技者に対して促される前記操作手段の操作態様を表す操作態様文字部を含む指示画像が表示されるものであり、

前記操作有効期間の開始を契機として、前記指示画像の前記操作態様文字部が期間前態様から期間中態様に切り替わる文字切替演出を実行することが可能であることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記操作有効期間の開始を契機として前記操作態様文字部が前記期間前態様から前記期間中態様に切り替わらなかった場合よりも、前記操作態様文字部が前記期間前態様から前記期間中態様に切り替わった場合の方が、前記操作演出の結果が遊技者に有利な結果となる蓋然性が高いことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記期間中態様として、第一期間中態様および当該第一期間中態様とは異なる第二期間中態様が設けられており、

前記操作有効期間の開始を契機として前記操作態様文字部が前記期間前態様から前記第一期間中態様に切り替わった場合よりも、前記操作態様文字部が前記期間前態様から前記第二期間中態様に切り替わった場合の方が、前記操作演出の結果が遊技者に有利な結果となる蓋然性が高いことを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項4】

前記期間前態様は前記操作態様文字部が第一色である態様であり、前記期間中態様は前記操作態様文字部が当該第一色とは異なる第二色である態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項5】

前記期間前態様は前記操作態様文字部を通じて背景画像が視認される態様であり、前記

50

期間中態様は前記操作態様文字部を通じて前記背景画像が視認できない態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項6】

前記期間前態様は経時的に前記操作態様文字部の大きさが変化する態様であり、前記期間中態様は前記操作態様文字部の大きさが維持される態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項7】

前記期間前態様は経時的に前記操作態様文字部の表示位置が変化する態様であり、前記期間中態様は前記操作態様文字部の表示位置が維持される態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

10

【請求項8】

前記期間前態様は二以上の前記操作態様文字部が別の位置に表示された態様であり、前記期間中態様は一の前記操作態様文字部が所定位置に表示された態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項9】

前記操作態様文字部は、遊技者に対して促される前記操作手段の操作態様を表す文字列の一部である第一文字要素と他の一部である第二文字要素を含むものであり、

前記期間中態様は前記第一文字要素と前記第二文字要素が所定の間隔にある態様であり、前記期間前態様は前記第一文字要素と前記第二文字要素が前記所定の間隔よりも離れた態様であることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

20

30

40

50